

静岡県告示第204号

次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

令和6年3月19日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年3月31日静岡県告示第285号

昭和53年3月28日農林省告示第355号（三に係るものに限る。）

昭和59年11月22日農林水産省告示第2286号（三に係るものに限る。）

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所並びに下田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）